

## 2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

## 1. だれもが安心して医療を受けられるために

## 1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

## ① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】国保運営方針では、「決算目的の法定外繰入金は、段階的に削減し、できるかぎり赤字を解消していくべき」としております。一方、県の考えは「法定外の繰入金を禁止するものではない」としてしております。国におきましても、「急激な負担増は避けるべき」との考えが示されており、引き続き国・県の動向を注視していきます。

## ② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】国庫負担の引上げについては、国保制度を持続可能なものとしていくために必要に応じた更なる公費を投入するよう国・県に要請していきます。

## ③ 国の保険者支援金を活用して下さい。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用して下さい。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【回答】国からの保険者支援が実施されましたが、国民健康保険特別会計では、多額の法定外繰入を行っている状況であり、赤字の減少に充てるのみで、国保税の引き下げまでには至らない状況です。また、2016年度の実績は、88,529,368円、2017年度については、75,334,000円を見込んでおります。

## ④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応

益割 7 対 3 とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【回答】税は担税力に基づいて課税することが望ましいとする考え方もありますが、国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができるという制度でもあることから、応益主義的な面を持っているともいえます。

いずれにしても、保険税については、制度を長期的・安定的に運営していくために必要な経費を算定する必要があると考えております。

なお、当市の状況といたしましては、応能割と応益割の割合は、概ね 7 対 3 の割合となっておりますが、今後、国・県の動向を注視し検討してまいります。

## ⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【回答】現在のところ、子育て世帯の軽減についての予定はございません。

## (2) 減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014 年度と 2015 年を比較すると約 300 世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の 1.6%にすぎません(2016 年社保協アンケート)。滞納世帯が 20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】国保税の減免については、条例に規定し、災害世帯、生活困窮世帯、生活保護世帯に対して実施しており、広報やホームページにて周知を図っております。国保税の軽減率、生活困窮世帯に対する生活保護基準の適用については、国の基準に沿って実施してまいります。

## (3) 国保税滞納による資産の差押えについて

### ① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に 6 年連続で上昇 2015 年度 91.45%に達しています。埼玉県内でも 0.55 ポイント上昇し 90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】滞納解消には自主納付が第一と考えております。催告書には、時間延長窓口、休日窓口の案内を同封し納税相談の機会を設け、自主納付を促しております。

また、担税力がありながら納付がない場合には、生活に支障のない範囲で財産の差押えを実施しております。

## ② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法15条にもとづく2016年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

【回答】

	申請件数	適用件数
徴収の猶予	0	0
換価の猶予	0	0
滞納処分の停止	—	923

## (4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より3自治体増え26(41%)、10件未満はゼロも含めて前年より1自治体減少し40(63.5%)となりつていきます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【回答】資格証明書については、医療の受診抑制を目的としたものではなく、滞納者との接触の機会を確保するための制度であり、長期にわたり保険税の納付がなく、納税相談等に応じていただけない人に交付しており、被保険者間の負担の公平を図るためにも必要なものと考えております。

## (5) 窓口負担の減額・免除について

### ① 患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるとのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【回答】本市では、国が示した減免基準に沿って減免しております。

### ② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

【回答】ホームページなどを通じて周知を図っております。

## (6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

**① 市町村の運営協議会を存続させてください。**

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【回答】平成30年度以降も、市町村の運営協議会は存続しますので、今後も被保険者の意見を反映させてまいります。

**② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回答】他自治体の事例を参考に検討してまいります。

**③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。**

国保運営協議会は昨年より4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【回答】当市の国保運営協議会は原則公開としており、傍聴も可能です。また、議事録も公開しています。

**(7) 保健予防活動について**

**① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。**

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】当市では、特定健康診査についての本人負担額はありません。また、診査内容の充実として、平成25年度より、血清クレアチニン及び血清尿酸の検査を追加しております。

**② ガン検診を受診しやすくしてください。**

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】がん検診の自己負担額につきましては、子宮がん、乳がんについて特定の年代を対象に無料クーポン券を発行しております。その他、70歳以上の人は無料、また、生活保護受給者や市民税非課税世帯の人は費用免除申請をすることで、費用が無料になる等の対応をしています。

また、受診期間についても、集団検診は年間を通して平均的に検診日を設けておりますし、個別検診についても地区医師会と調整しながら、できるだけ長期間受診できるように努めております。

特定健診との同時受診については、肺がん、子宮がん、乳がん検診に加え、平成29年度から前立腺がん検診を個別検診で実施しておりますので、検診委託医療機関によっては同日受診が可能となります。また、集団検診では、肺がん、大腸がん検診と同日に実施しています。

個別検診につきましては、肺がん、子宮がん、乳がん検診に加え、平成29年度から

前立腺がん検診を実施しておりますが、他のがん検診につきましても個別検診が実施できるように、地区医師会の協力のもと検討してまいります。

### ③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】市では、健康寿命をのばすために、さまざまな事業に取り組んでおります。

特に運動普及推進員や食生活改善推進員等のボランティアと保健師、栄養士が協力し、適度な運動を体験できる事業やバランスの良い食事を知ることができる事業を進めております。

また、歩数計を身につけて歩くとポイントが貯まり、ポイントに応じて抽選でプレゼントがもらえる埼玉県コバトン健康マイレージ事業や市独自の生き生き健康ウォーキング事業を行い、市民自らが楽しみながら健康づくりに取り組める事業も開始しております。

今後も市民の健康課題の分析やニーズの把握を行い、より効果的な事業が実施できるように検討してまいります。

## 2. 後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】後期高齢者を対象とした健康診査についてはこれまでも実施してきたところですが、歯科健康診査についても昨年度に引き続き県後期高齢者医療広域連合が平成28年中に75歳になられた方を対象に実施します。

また、日高市では、人間ドックの検査料の2分の1（限度額20,000円）の助成や市が指定する保養所・海の家・山の家を利用する場合に1人1泊当たり2,000円の助成をしています。これらは国の特別調整交付金（長寿・健康増進事業）の対象となっています。

現在のところ助成額の変更等の予定はありませんが、リーフレット等を有効活用して周知を図るとともに、健康診査受診率の向上に努めます。

### (2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】資格証明書及び短期被保険者証の発行は最終的に広域連合が決定しますが、保険料滞納者については、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、市といたしましても生活実態等を十分に把握したうえでそれぞれの状況に応じた適切な対応に努めていきます。

## 2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

### 1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

**また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。**

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

**【回答】**日高市では、平成28年3月から総合事業に移行し、介護予防支援相当の訪問及び通所サービスの提供を開始しました。なお、移行前に利用していたサービスについては、同内容のサービスが総合事業で利用できるようになっています。また、現時点でサービス提供を行っている事業者は、指定事業者のみとなっています。

## **2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。**

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

**【回答】**介護予防事業については、住民主体のおもりの使用した体操教室の普及を支援しています。認知症関係については、認知症に関する理解を深めていただくため、市民等を対象とした認知症サポーター養成講座を定期的に開催しています。

## **3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。**

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内30カ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

**【回答】**定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、今年度中に市内に初めて1事業所開所する見込みです。

## **4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。**

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】**特別養護老人ホームについては、平成26年度に20床増設しました。平成29年度までは増設を考慮していませんが、平成30年度以降は、今後の状況を見ながら検討します。

また、入所条件の原則、要介護3以上は、制度改正による全国一律のものですが、重い認知症など在宅生活が極めて困難な場合は、要介護1、2であっても入所できる

場合もあり、一律ということではありません。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知は、施設においても周知されています。

## 5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【回答】介護労働者の定着支援については、日高市独自の施策はありませんが、埼玉県で就労サポートや資格取得サポート等の事業を展開しており、市内の介護保険事業者に対し、周知しています。

市単独での国への要請については限界がありますが、機会を捉え、状況を見ながら要請を行いたいと考えています。

## 6. 要介護 1、2 の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援 1、2 の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護 1、2 の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護 1、2 の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の 2 割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】今後、国の動向を注視するとともに、市単独での国への要請については限界がありますが、機会を捉え、状況を見ながら要請を行いたいと考えています。

## 7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】地域包括支援センターの機能強化等につきましては、事業量を把握しながら随時検討を行います。また、医療と介護の連携では、連携を構成する機関のひとつとして把握しています。

地域医療介護総合確保基金については、都道府県に設置される基金であり、日高市で活用しているものではありません。

## 8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用しなくて

も利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

**【回答】**介護保険条例に規定する災害等による減免以外の市独自の減免は、行っていません。

利用料の1割から2割への変更で、利用者からの意見はありません。

## 9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

**【回答】**第7期事業計画において、必要な介護保険サービス量を見込むとともに、計画に基づく試算により必要な財源措置を講じ、保険料を設定する予定です。

応能負担については、第6期事業計画で既に当市では12段階に保険料の段階を増やして対応しています。

財政安定化基金は、埼玉県の基金であり、当市において残高等を把握していません。また、財政安定化基金からの借入れもしていません。

当市の平成29年度末の介護給付費準備基金残高は、5億円台が見込まれます。

第7期介護保険事業計画策定に当たっての実態調査結果の主な特徴は、圏域により老研指標総合評価に多少差があります。

平成28年度の給付総額と被保険者数の推移については、給付総額は見込みより少ない額ですが、被保険者数はほぼ見込みどおりで推移しています。

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

### 1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

**【回答】**日高市では坂戸市、毛呂山町、越生町、鳩山町と共同で、入間西障害者地域総合支援協議会を設置し、差別解消地域支援協議会の機能を持たせております。現在のところ、具体的な差別事例の報告はなされておられません。

昨年度は埼玉県との共催で差別解消法に係る民間事業者向け説明会を実施し、日高市からは22名の方に参加していただきました。

これからも差別解消法の趣旨を普及し、障がいがあっても地域の中で安心して自立した生活が送れるまちを目指したいと思います。

## 2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】現在、市内の短期入所事業所はありません。市の短期入所の利用人数は、毎月10人前後となっております。今後も緊急時の利用に対応できるようサービスの確保を図ってまいります。

## 3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】地域活動支援センターにつきましては、運営委託という形をとっており、運営に必要な経費については適切に負担しているものと考えております。また、市で委託している地域活動支援センター以外の他市町村施設の利用実績はありません。

## 4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

【回答】生活サポート事業については、現在福祉有償運送事業による移送サービスと関連して行われております。福祉有償運送につきましては、一般旅客運送業者も参加している福祉有償運送協議会において、旅客から徴収する単価についても協議していることから、応能化は難しいと考えています。

## 5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

(1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回答】日高市では坂戸市、毛呂山町、越生町、鳩山町と共同で、入間西障害者地域総合支援協議会を設置し、運営しております。また、日高市障がい者地域総合支援

協議会も単独で設置し、本年度は、障がい者計画・障がい福祉計画の策定でも意見を伺う予定です。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【回答】入所施設については、埼玉の西部地区はベッド数が多いため、施設整備は難しいと状況と伺っております。

グループホームは、地域移行、地域定着を進めていく上でも重要な社会資源であることから、対象者の利用希望も勘案した利用見込み数を次期計画で設定し、設置について積極的に取り組んでまいります。

## 6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

【回答】介護保険と障がい者制度による給付の調整については、制度上介護保険制度によるサービスが優先されることとなっておりますが、介護保険への機械的な移行等は行っておりません。障がいの程度や内容によって、ケアプランやサービス利用計画に基づき、真に必要なサービスが提供できるよう、従来から支給決定しているところであり、引き続き、きめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

## 7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【回答】当市においては平成27年4月から、主に飯能地区医師会管内において現物給付方式を実施していますが、さらなる広域化については近隣市町村の動向や利用状況を注視しながら、今後研究してまいります。また、対象者の拡大等については、現在のところ予定はありませんが、このような要望があったことについては適切な機会を捉え、県に報告してまいります。

なお、制度の安定的かつ継続的な実施のため、年齢制限、所得制限や一部負担金等の導入などの県の制度見直しが行われたときは、当市においてもそれにあわせて検討をしていくこととなります。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】待機児童の状況ですが、当市では平成29年4月1日現在で0名となっております。平成24年2名、平成25年0名、平成26年3名、平成27年0名、平成28年0名と推移しております。今後とも待機児童を出さないように努めてまいります。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【回答】現在、市内の認可保育所は、公立保育所3か所、私立保育園6か所の合計9施設となっております。この他に、特定地域型保育施設では、事業所内保育事業所が1か所、平成29年度4月から新規に小規模保育事業所が1か所開設されました。また、同年6月から認可外保育施設から家庭的保育事業所に1か所移行されました。また、認定こども園への移行化を準備中の幼稚園もあり、保育提供人数の確保に努めております。

保育所を増設につきましては、児童数の推移を見守りながら検討して参りたいと考えます。

地域型保育施設に対する予算額について、昨年度の実績や今後の認定こども園などの施設数など状況変化を見極めて給付金を計上しており、国より提示された公定価格により各施設へ適正に地域型保育給付費を支給しております。

#### 2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に10000円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【回答】保育士の処遇改善のために民間保育園への委託事業において予算を増額し、市単独ではございませんが、国基準に沿った保育士の処遇改善加算を行ない、給与水準の向上や保育士の離職防止に繋がるように配慮しています。

#### 3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【回答】当市で定めております保育料は、全ての階層において国の基準を下回る金額

で設定されております。

また、多子世帯についても国の基準と併せ軽減措置を行い、加えて埼玉県の多子軽減措置を適用して、第3子以降で3歳未満の児童の保育料を無料にしております。

#### 4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【回答】各施設における保育の提供に関しては、保育を提供していく事業者が「利用者の需要を踏まえたサービスを自主的に提供する。」という原則に従い、それぞれの特色において提供していくものと認識しております。このため、保護者が各施設に関する十分な情報を得たうえで保育の利用を選択できることにより、事業者側からの利用者立場に立った良質かつ多様なサービスの提供に繋がられるよう、各施設における保育の理念、内容及びその特徴並びに施設の運営方針等の公表に努めるとともに、事業者への必要な支援を行って参りたいと考えております。

#### 【学童】

#### 5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【回答】当市では、昨年度より引き続き、平成29年4月1日現在で待機児童はおりません。今後も待機児童を出さぬよう必要な対応をまいります。

平成28年度9月より1施設を分割しました。平成29年度中にもう1施設分割を予定しており、児童の受け入れや適正な児童の保育環境の維持に努めております。

#### 6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【回答】当市でも「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を利用して学童保育室の運営支援を実施しております。

また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、内容を見極め、今後の学童保育の維持管理事業の予算に計上することを検討してまいりたいと考えております。

#### 7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【回答】それぞれの学童保育施設において施設点検を実施した結果を踏まえ、優先順位や児童の安全などを考慮し、必要な環境改善に努めております。

当市では、暑さ対策の空調設備は各施設設置が完了しています。

## 【子ども医療費助成】

### 8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】子ども医療費の助成対象は、入院にあつては、平成22年4月から、通院にあつては、平成25年4月から中学3年生にまで拡大しておりますが、小学校就学年齢以降の助成費用は全て市の負担となります。

18歳まで拡大することにつきましては、子育て支援の有効な手立てのひとつであるとは考えますが、当市も厳しい財政状況であり、限られた財源であることから、拡大に係る費用を市単独費のみで賄うことは難しい状況です。

このことから、機会あるごとに県の補助制度に対して、所得制限や自己負担制度の撤廃と対象年齢の拡大を要望するとともに、国に対しては、子ども医療費に対する補助制度の創設を要望しております。

今後の国や県の動向を踏まえた上で、近隣市との均衡や他の子育て支援施策との優先順位も考慮しながら、慎重に検討したいと考えております。

また、市町村単独事業を実施することによる国庫負担金等の減額算定措置について、子ども医療費助成に伴う未就学児までに限り廃止される予定ですが、引き続き埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ、国に対して要望し動向を見ていきます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【回答】当市では、各課と連携しており適切に窓口につながるようにしております。また、窓口には保護のしおりを置いており、生活保護の相談があれば、しおりをういて、詳細に制度の説明を行ったあと、申請意思の確認を必ず行っております。

### 2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【回答】申請時の同意書に関しては、保護の決定に必要な最小限の事項に限定しており、提供を求める資料についても個別に明記しています。したがって、人権侵害にあたるものとは考えておりません。

また、資産調査に関しては、生活保護制度に基づいて行うものとなっており、返還金天引き同意「申出書」の提出に関しても、強要することなく、あくまでも同意によ

るものとしております。

### 3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

【回答】生活保護受給者であることを理由に過去に賦課された国保税等について、納税義務は、消滅しません。

### 4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯の暮らしが圧迫され、健康で文化的な暮らしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【回答】国で社会的な要因など様々なことを踏まえた結果、生活保護の基準を引き下げたものと認識しております。現時点で、市の主観的な意見や要望を行うことはできません。

### 5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官 OB の配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

【回答】現在、ケースワーカーの配置人数は5人で、現在1人あたり平均8.2世帯を担当しておりまして、厚生労働省が示す基準を満たしております。資格については社会福祉士又は社会福祉主事が4人で、1人は今年度、社会福祉主事の資格を取得する予定でございます。

また、ベテラン職員も配置しており、要保護者、被保護者に親切に対応していくことを心掛けております。

また、警察官 OB 及び申請時の相談員については、現在、当市では、配置しておりません。

### 6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

【回答】無料低額宿泊所は、一時的な施設であることから、早急に転居先を見つける指導を行い、安定した居住地の確保を図ってまいります。

### 7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【回答】平成27年4月に日高市社会福祉協議会に委託し、日高市自立相談支援センターを開設しました。生活困窮者からの窓口や電話等による相談を受け、就労などの支援を行っております。

自立相談支援センターと生活保護の窓口においては、相談者の生活の状況に応じ、相互に連携して支援しているところでございます。

また、子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業も実施しております。

## 8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっていきます。緊急小口資金(貸付限度額 10 万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【回答】自立相談支援センターと生活保護の窓口で連携し、生活福祉資金の窓口となる社会福祉協議会へ案内しております。

### 【就学援助】

## 9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年 3 月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では 4 月 25 日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018 年度に入学する生徒へは 2018 年 3 月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法 26 条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

【回答】日高市では準要保護児童生徒「新入学時学用品費」の支給額につきましては、年度当初より国の基準に準じ増額して支給しております。

また、入学前の支給につきましては、生活が困窮しているご家庭が、安心して入学を迎えられるようにすることは、就学支援の趣旨からも、大変意義があることと認識しております。

このことから、支給に関する制度の改定や周辺市町村との調整を進めていきたいと考えております。

以上